

令和2年5月22日

保護者各位

岸和田市子育て施設課

## 新型コロナウイルス感染予防のための 家庭保育の協力のお願い

保護者の皆様には、日ごろから保育所（園）、認定こども園等の運営にご協力いただきありがとうございます。

大阪府に発令されていた改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月21日に解除されました。今後は、感染予防に努めながら学校や会社などの活動が順次再開されるところであり、保育所等においては通常の保育を段階的に提供していきたいと考えています。このため、6月末まで家庭保育の協力をお願いすることとしました。

つきましては、6月末までの間、家庭での保育が可能な児童は登園を控えていただきますようお願いいたします。

### 【家庭での保育が可能な例】

- 学校園に登校の必要のない日で、兄弟児と在園児と一緒に保育できる場合。
- 感染予防のため勤務先の求めで休職（育児休暇取得を含む）し、家庭での保育をできる場合。